

山田町議会基本条例 解説付き

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議会の活動原則（第4条）

第3章 議員の活動原則（第5条・第6条）

第4章 町民と議会の関係（第7条－第9条）

第5章 町長等と議会の関係（第10条－第13条）

第6章 議会活性化の推進（第14条・第15条）

第7章 理念の共有と見直し手続き（第16条・第17条）

附則

山田町は、波穏やかな碧い海と緑豊かな自然の恩恵を受けて発展してきました。

そして、度重なる津波の襲来など、幾多の困難に見舞われながらも、それを乗り越え、町を再生させてきた先人たちの歴史があります。

今を生きる私たちも、先人たちの思いを受け継ぎ、この町を次の世代に、より良い形で引き継いでいかなければなりません。

町民の選挙により選ばれた議員で構成する山田町議会は、同じく町民の選挙によって選ばれた山田町長とともに二代表制の一翼を担い、町民全体の福祉の向上と町の発展に尽くす使命を負っています。

この使命を果たすため、議会には、「町民の声を町政に反映させる議会、町民に対して開かれた議会」の構築と、「町民に身近で信頼される議会、公正で民主的な議会」として活動することが求められています。

私たちは、明るく住みよい町づくりを目指し、議事機関としての機能を生かした議会活動を展開するため、規範となる「山田町議会基本条例」を制定し、活動の指針とします。

【解説】

条例制定の基本的な考え方

議会及び議員の使命を果たすため、模範となる議会基本条例を制定し、活動の指針とします。

議会の目指すべき方向性

町民の声を町政に反映させる議会、町民に開かれた議会、町民に身近で信頼される議会、公正で民主的な議会として、明るく住みよい町づくりを目指します。

議会、議員としての決意

町民全体の福祉の向上と町の発展に尽くし、明るい町づくりを目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山田町議会（以下「議会」という。）及び山田町議会議員（以下「議員」という。）の活動の指針とする基本的事項を定め、明らかにすることにより、活動の活性化と充実を図り、町民の信頼と負託に応える議会の実現を目指し、町民の福祉の向上と町の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

第1章では、この条例を制定する目的とこの条例が山田町議会の最高規範であることを規定しています。

第1条は、この条例を制定する目的を規定しています。

議会及び議員活動の基本的事項を明確にすることにより、議員の意識改革を図り、町民の信頼と負託に応える議会の実現を目指します。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議会に関する法令等の条項を解釈し運用する場合において、この条例の趣旨に照らして判断しなければならない。

【解説】

第2条は、この条例の最高規範性について規定しています。

この条例を議会運営における最高規範と位置づけます。

(条例の遵守)

第3条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて制定される規定等を遵守し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

【解説】

第3条は、この条例の遵守について規定しています。

議会及び議員は、町民の代表として、条例の理念及び原則を遵守しなければなりません。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会及び町民参加を積極的に推進する議会を目指して活動するものとする。

【解説】

第2章では、議会活動の原則について規定しています。

第4条は、議会の活動原則について規定しています。

議会は、「公平性、透明性、信頼性」を重視し、町民に開かれた議会及び町民参加を積極的に推進します。

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第5条 議員は、町民の代表であることを自覚し、町民の意見や要望を的確に把握し、議会活動に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

第3章では、議員活動を行う上での活動原則について規定しています。

第5条は、議員の活動原則として、町民の意見や要望を的確に把握するよう努めることを規定しています。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することのないよう、品位を重んじるとともに、公正かつ誠実に行動しなければならない。

2 議員は、会議において、合理的及び能率的な審議に協力し、秩序維持に努めなければならない。

【解説】

第6条は、議員が倫理観と品位を重んじて行動すること、及び会議の秩序維持に努めることを規定しています。

第4章 町民と議会の関係

(情報の公開)

第7条 議会は、町民に対して説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に発信するものとする。

【解説】

第4章では、町民に対して開かれた議会とするための情報の公開と共有及び議決責任について規定しています。

第7条は、情報公開に関する取り組みについて規定しています。

議会は、町民に対して積極的に情報発信を行います。

(町民参加)

第8条 議会は、町民や各種団体等との意見交換の場を設け、相互理解を深め、情報の共有を図るとともに、多様な意見を聴取し、地域の課題などに即した議会活動を行うものとする。

【解説】

第8条は、町民と議会との意見交換の場について規定しています。

多様な意見交換の場を設けることにより、町民との情報の共有に努め、地域の課題に即した議会活動を行います。

(議決責任)

第9条 議会は、町民に対する議決責任を深く認識し、町的意思決定を行うものとする。

【解説】

第9条は、議会の議決責任について規定しています。

※議決責任とは、道義的責任、社会的責任、政治的責任を負うことをいいます。

第5章 町長等と議会の関係

(町長等との関係)

第10条 町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）と議会は、互いを尊重し、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 議員は、法令等に定めがある場合を除き、町長等の附属機関の委員に就任しないものとする。

【解説】

第5章では、町長等と議会の関係について規定しています。

第10条は、町長等と議会の緊張関係の保持について規定するとともに、議員が町長等の附属機関の委員に就任することを制限しています。

(審議の方法)

第11条 本会議における一般質問は、一問一答方式で再質問を行い、単なる質問に終始することなく、政策提言等の建設的な論議を展開するものとする。

2 町長等は、議長又は委員長長の許可を得て、論点整理のための反問をすることができるものとする。

【解説】

第11条は、町長等に対する質問の方法等について規定しています。

論点及び争点を明確にして議論するため、一般質問を一問一答方式とすること、論点整理に限定した反問権を導入することについて定めています。

(政策等の審議と評価)

第12条 議会は、町長等が提案する政策等について、内容をより明確にするため、必要に応じて、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景
- (2) 提案までの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、提案された政策等の審議に当たっては、政策等の適否を判断するため、論点及び争点を明確にするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、町長が執行した施策及び事業の評価を行うとともに、町長に対し、その評価を翌年度以降の予算に反映させるよう求めるものとする。

【解説】

第12条は、町長等が提案する政策等の内容について、必要に応じて具体的な説明を求めること、また、議会が審議する場合は、その適否を判断するため、論点及び争点を明確にし、執行後の評価に資する審議に努めることを規定しています。

また、施策及び事業の評価を行い、その評価を翌年度以降の予算に反映させるよう、努めることとします。

(危機管理)

第13条 大規模な災害等が発生したとき又は発生のおそれがある場合は、町民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、町が災害の対応に専念し、応急活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、必要な協力及び支援を行うよう努めなければならない。

【解説】

第13条は、議会の危機管理について規定しています。

大規模災害時には、町に対して必要な協力や支援を行います。

第6章 議会活性化の推進

(議会活性化)

第14条 議会は、議会活性化に積極的かつ持続的に取り組まなければならない。

2 議会は、市政の課題等について共通認識を深めるとともに、議会運営の改善や議員個々の質疑及び質問力の向上に努めなければならない。

【解説】

第6章では、議会活性化の推進について規定しています。

第14条は、議会の活性化に継続的に取り組むことを規定しています。

(議員研修)

第15条 議会は、議員としての視野を広げるとともに、資質の向上を目指し、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、他の自治体議員との合同研修や情報交換により、交流と連携を推進するものとする。

【解説】

第15条は、議員研修の充実強化と他の自治体職員との交流・連携についてきてしています。

議員としての視野を広げ資質の向上を図るため、研修の充実強化を図ります。

第7章 理念の共有と見直し手続き

(理念の共有)

第16条 議会は、この条例の理念を全議員で共有するため、議員の任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を実施しなければならない。

【解説】

第7章では、議会基本条例の理念の共有と見直しについて規定しています。

第16条は、議員全員で基本条例の理念を共有し、活動していくために、任期開始後に研修を行うことを義務付けています。

(見直し手続)

第17条 議会は、議会の運営がこの条例の趣旨に即しているかを不断に検証するとともに、町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、条例の見直しを行うものとする。

2 議会は、検証の結果、条例の改正を行う場合は、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

【解説】

第17条は、基本条例に見直し手続きについて規定しています。

また、条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならないことを規定しています。